

大阪市水道局体験型研修センター利用要領

1. 利用目的

大阪市水道局体験型研修センターの施設（以下「センター施設」という。）について、事業用資産の目的外使用を許可する場合の取扱いの基準について（昭和40年2月6日局長決裁）（以下「取扱基準」という。）第1号に規定するもののうち、次のいずれかに該当する場合には、センター施設の本来の用途又は目的を妨げない限度において、利用することができます。

(1) 学術調査、研修その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合

（例）センター施設を利用した研修・研究の実施

(2) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合

（例）公共団体が主催する技術講習会の会場

(3) 広告その他事業用資産の効率的利用に資すると認められる場合において、公募により相手方を選定するとき

（例）セミナー棟展示スペースにおいて製品・パネルを展示する場合

2. 利用時間

センター施設を利用できる時間単位は次のとおりです。ただし、利用時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。

(1) 全日：午前9時から午後5時まで

(2) 午前半日：午前9時から午後0時15分まで

(3) 午後半日：午後1時から午後5時まで

3. 利用料

利用料は、別表のとおりです。

4. 減免

「事業用資産使用許可等・普通資産貸付けを行う場合の減免基準」の取り扱いについて（平成21年10月6日局長決裁）に基づき、当局行政を補完・推進するもので、当局事務事業と密接な関連がある場合（営利目的であるものを除く。）には、次のとおり利用料のうち建物、研修設備、研修機器にかかる使用料を減免することができます。

なお、減免の申請は、「減免申請書」（許可基準別紙様式）により行ってください。

(1) 極めて密接な関連があるもの 最大100%

(2) 密接な関連があるもの 最大50%

5. 申請手続

センター施設を利用しようとする方は、「事業用資産使用申請書」（取扱基準別紙様式）に必要事項を記入の上、次に掲げる受付期間内に、提出先まで申請してください。

(1) 受付期間

利用開始希望日の4か月前から40日前まで

(2) 提出先

大阪市水道局 総務部職員課（研修・厚生担当） 体験型研修センター

電話 06(6322)0576 ファクシミリ 06(6322)8549

電子メール kensyu-c@suido.city.osaka.jp

(※件名に「体験型研修センター施設等使用申込」と記入してください。また、申請にあたっては、事前に電話等により空き状況を確認してください。)

6. 使用許可

使用申請があった場合には、その内容を審査し、「事業用資産使用許可書」（取扱基準別紙様式）に基づき、許可あるいは不許可を決定し、通知します。

7. 使用許可の変更又は取消

使用許可を受けた方が、その内容・期間等の変更あるいは利用そのものを取り消そうとする場合には、利用日の2週間前までに「事業用資産使用変更許可（取消）申請書」（許可基準別紙様式）により、上記5(2)の提出先まで申請してください。

その内容を審査し、「事業用資産使用許可変更許可（取消）書」（許可基準別紙様式）に基づき、変更又は取消にかかる許可あるいは不許可を決定し、通知します

8. 利用料の支払い

使用許可を受けた方は、センター施設等の利用料を、納入通知書により納付期限までにお支払いください。

9. 利用にあたっての条件

使用許可を受けた方は、センター施設を利用するにあたり、次の項目に従ってください。

- (1) センター施設への入場にあたっては、セミナー棟事務室にて「体験型研修センター施設利用者管理簿」に必要事項を記入してください。
- (2) センター施設等の利用にあたっては、常に安全管理に努めてください。また、利用中に生じた事故は、使用許可を受けた者の責任において処理してください（ただし、事故の発生が局の責に帰すべき事由による場合は、この限りではありません。）。
- (3) センター施設等の利用にあたり、使用許可を受けた方の責に帰すべき事由によりセンター施設、研修機器等に損害を与えた場合は、その損害を局に対して賠償してください。
- (4) センター施設等の利用後は、直ちに片づけを行い、利用した箇所を原状回復してください。

令和2年度センター施設等利用料

1. 基本利用料

(単位：円)

名称	全日		半日	
	税込価格	(税抜価格)	税込価格	(税抜価格)
セミナー棟第1研修室	5,390	4,900	2,695	2,450
セミナー棟第2研修室	4,180	3,800	2,090	1,900
セミナー棟展示スペース	440	400	220	200
給水施設棟	28,710	26,100	14,355	13,050
配水施設棟	38,500	35,000	19,250	17,500
機械電気棟	20,020	18,200	10,010	9,100
浄水施設棟	147,620	134,200	73,810	67,100

※1 午前半日、午後半日とも同一の料金です。

※2 消費税及び地方消費税相当額は10%です。

2. 研修機器利用料

(単位：円)

名称	全日		半日	
	税込価格	(税抜価格)	税込価格	(税抜価格)
鉄管探知器 (PL-1000)	770	700	385	350
相関式漏水探知器 (LC-2500)	2,530	2,300	1,265	1,150
漏水音自動判別ユニット (FSJ-1)	220	200	110	100
音波式管路探知器 (NPL-100)	1,100	1,000	550	500
可搬式電磁式流量計	3,410	3,100	1,705	1,550
サドル付分水栓用穿孔機 (φ25)	110	100	55	50

※1 午前半日、午後半日とも同一の料金です。

※2 上記以外の研修機器の使用をご希望の場合は、別途お問い合わせください。

※3 消費税及び地方消費税相当額は10%です。

3. その他

- ・ダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン管等の材料の使用をご希望の場合は、お問い合わせください。
- ・講師の提供を行うこともできますので、ご希望の場合は、お問い合わせください。